

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）、第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の6（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：(1) 島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター 即日 (2) 各警察署(松江警察署及び浜田警察署を除く。)及び広域交番 4週間（隠岐の島警察署及び浦郷警察署は5週間）
申 請 先：島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター、各警察署(松江警察署及び浜田警察署を除く。)及び広域交番
問 い 合 わ せ 先：島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター、各警察署及び広域交番
備 考：